

# 小樽しりべしシニアネット運営細則

## (目的)

第 1 条 本規定は、本会の会務運営上必要な細部について定める。

## (部会活動)

第 2 条 削除

## (部の担務)

第 3 条 会則第 4 条の事業の実施についてはそれぞれが分担して計画を策定し実行する。ただし、実行に当たっては各部が一致協力して行う。

### ア. 事務局

メーリングリスト及び会員管理、ホームページ運営、金銭出納及び経理、会務記録  
資産管理及び他の部に属さない事項。

### イ. 会員活動部

クラブ活動の統括、会員参加行事の推進、会員活動活性化、対外活動及び広報活動

### ウ. イベント部

会員交流会、美術展及び他のシニアネットの交流行事

### エ. サロン運営部

情報通信技術などの知識取得の支援、会員相互の懇親・親睦

## (入会申込及び入会拒否)

第 4 条 会則第 7 条に示す入会届けは、当会のホームページに公開する「入会申し込み書」に入会を希望する本人自身が記載して送信するものとし、故意による虚偽の申し出が発覚したときは入会を拒絶しまたは退会を勧告することができるものとする。

## (議決権)

第 5 条 会則第 2 4 条に示す会議の議決権は「正会員」のみに付与され、賛助会員、友好会員には付与されないものとする。

### **(報酬及び交通費)**

第 6 条 会則第 2 5 条に示す本会の役員及び事務局員等の報酬は無報酬とする。ただし、理事会で特に承認された場合はこの限りではない。

(2) 会則第 4 条のうち、理事会で承認された各種会議等への参加、会務出席及び本会の理事会並びに運営委員会等に出席する会員には下記基準により交通費を支給する。

ア、道外出張 小樽駅を起点とする J R 旅客普通料金及び航空券代の往復に要する費用とそれらに付随する交通費の実費

イ、道内出張 小樽駅を起点とする J R 旅客普通料金による往復に要する費用及びそれらに付随する交通費の実費

ウ、会則第 1 9 条に示す会議出席

市内在住会員 公共交通機関利用に要する実費

市外在住会員 小樽駅を起点とする J R 旅客往復普通料金、または、公共交通機関に要する実費

(3) 会則第 4 条により本会が派遣する学習会等の正講師、補助講師、事務局員に対する交通費は前項「ウ」に準じて支給し、かつ、正講師には資料作成代等を勘案し相当額を別に支給するものとする。

(4) 本条 2 項及び 3 項の交通費については実費の一部を支給するものとする。支給額については理事会において決定する。

### **(宿泊費)**

第 7 条 前条 2 項のうち、宿泊を要する場合の宿泊費及び食事代とし、下記基準により支給するものとする。

ア、道外 1 5, 0 0 0 円

イ、道内 1 0, 0 0 0 円

### **(確認義務)**

第 8 条 会則第 2 6 条による会員への報知について、当会会員は自ら進んでその報知事項の了知に努めるものとし、伝達されたことへの不承認による不利益について本会では責任を負担しない。

### **(会員の弔事)**

第 9 条 会則第 2 7 条による会員の弔事には、原則として O S S 会長名の弔電を贈るものとする。ただし、事情によりその他の対応が必要な場合は、メール理事会に諮り対処するものとする。

### **(補 則)**

第 1 0 条 本細則に定めが無く、会務運営に支障をきたす事態が発生したときは、理事会に諮り会長が処理する。

(附 則)

- (1) この細則は平成17年4月1日より施行する。
- (2) 平成19年4月1日 一部を改正し(事業部区分) 同日より施行する。
- (3) 平成21年7月3日 一部を改正し(会員の弔事) 同日より施行する。
- (4) 平成23年4月1日 一部を改正し(部会活動、事業区分、交通費) 同日より施行する。
- (5) 平成27年4月29日 一部を改正し(交通費) 同日より施行する。
- (6) 平成28年4月24日 一部を改正し(第2条削除、部の担務) 同日より施行する。